

動物の輸入検査における検査実施項目等の指針

(制定：平成 12 年 4 月 27 日付け 12 動検甲第 687 号)
(全部改正：平成 28 年 10 月 4 日付け 28 動検第 590 号)
(一部改正：平成 29 年 3 月 31 日付け 28 動検第 1307 号)
(一部改正：令和 3 年 3 月 30 日付け 2 動検第 1218 号)
(一部改正：令和 4 年 3 月 30 日付け 3 動検第 1278 号)
(一部改正：令和 5 年 3 月 22 日付け 4 動検第 1270 号)
(一部改正：令和 6 年 3 月 27 日付け 5 動検第 1109 号)
(一部改正：令和 7 年 3 月 28 日付け 6 動検第 1170 号)
(一部改正：令和 7 年 7 月 28 日付け 7 動検第 367 号)
(一部改正：令和 8 年 7 月 24 日付け 8 動検第 348 号)

本指針は、家畜伝染病予防法第 40 条に基づき家畜防疫官が行う輸入検査について、通常実施する検査項目の選定方法及び検査方法等を定めたものである。本指針における「通常実施する検査」とは、輸入検査時に症状の有無にかかわらず積極的に実施する検査をいう。

なお、輸出検査については、別に定められている家畜衛生条件によるほか、本指針を参考に検査を実施する。

1 リスク評価を活用した通常実施する検査項目の選定方法

(1) リスク評価について

リスク評価は国際獣疫事務局（WOAH：World Organisation for Animal Health）が定める定性的なリスク分析手法に基づき実施する。具体的には、輸入動物を介して侵入し、国内家畜に悪影響を及ぼす可能性のある疾病（ハザード）を特定した後、各ハザードの特性や輸入動物の用途等（侵入リスク及び暴露リスク）に加え、国内家畜に感染が拡大した場合にもたらされる影響（影響リスク）から各リスクレベルを組み合わせ、最終的なリスクを推定し、これに応じてリスク管理措置の必要性を判定する。

なお、リスク評価は継続して輸入があるものは用途別動物種ごとに順次実施することとし、リスク評価結果については動物検疫所ウェブサイト内の以下のページに示す。

http://www.maff.go.jp/aqs/animal/risk_assessment.html

これら以外の動物種についても必要に応じてリスク評価を行うことができる。

(2) 通常実施する検査項目の選定方法

(1) のリスク評価の結果、リスク管理措置が必要と評価された疾病を別表 1 の 1 に示す。また、リスク評価が実施されていない動物種（用途を含む。）についても、疾病の特性、国内外における発生状況その他の要因を考慮し、当該動物種ごとにリスク管理措置が必要と考えられる疾病を別表 1 の 2 に示す。

輸入動物に対して通常実施する検査項目は、別表 1 の 1 及び別表 1 の 2 を基に、動物種、用途及び輸出国ごとに選定する。

なお、輸出国における疾病の発生状況、国内防疫対策の状況等が変化した場合には、

通常実施する検査又は必要な場合に実施する検査の対象疾病が変更されることがあることに留意する。

2 動物の輸入検査における検査実施項目について

(1) 臨床検査

輸入動物の各個体について、仕出地域における監視伝染病の発生状況等を考慮しつつ、監視伝染病への感染の有無について綿密に検査する。

なお、臨床検査とは、臨床観察（基本的な臨床症状の確認、体温、心拍の測定等）、及び血液一般検査のことをいう。

(2) 臨床検査以外の検査

ア 通常実施する検査

通常実施する検査については、動物種、用途、輸出国に応じて（ア）及び（イ）を参考に実施する。

（ア）リスク評価を活用して通常実施する検査項目を選定した動物

別表 1 の 1 に示した動物種、用途、輸出国に応じて、対象とする疾病の検査項目を参考に検査を実施する。

（イ）（ア）以外の動物

従来どおり、別表 1 の 2 に示した動物種、用途に応じて、対象とする疾病の検査項目を参考に検査を実施する。また、優先度に応じて順次リスク評価を実施し、通常実施する検査項目について確認及び見直しを行う。

イ 臨床検査又は通常実施する検査の結果に応じ、必要な場合に実施する検査

（1）の臨床検査又はアの通常実施する検査において監視伝染病を疑う所見、その他異常が認められた場合、やむを得ない事情により我が国が定めている家畜衛生条件を満たしていない場合等、特に必要と認める場合は別表 2 を参考に検査を実施する。

なお、臨床検査において、牛疫、口蹄疫、アフリカ豚熱等の特定家畜伝染病への感染が疑われる場合は、「動物検疫所特定家畜伝染病対策要領（平成 29 年 3 月 29 日付け 28 動検第 1281 号）」により対処する。

(3) 展示用動物等の特殊な動物について

展示用動物等の特殊な動物についても、その動物が感受性のある疾病、輸出国における疾病発生状況及び国内での飼養状況等を踏まえて、検査実施項目を検討する。

3 今後の管理体制について

本指針については、検査技術の進展等に伴い新たな検査方法を導入した場合や、新たな動物種又は新たな輸出国からの輸入等についてリスク評価を行った場合には、随時見直しを行う。少なくとも年 1 回、見直しを行うものとする。

4 その他

(1) 輸出国の家畜衛生状況等について積極的に情報を収集し、別表 1 に示した検査以外の検査が更に必要か否か検討すること。なお、別表 1 に示した検査以外の検査が更に

必要と判断される場合、企画管理部企画調整課にその旨連絡すること。

- (2) 別表 2 の検査実施担当部署の欄の「他機関へ依頼」する検査は、国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門他の機関への協力依頼が必要なことから、事前に精密検査部と対応を協議する。
- (3) 検査及び検査結果の判定は、「病性鑑定指針」の制定について（平成 27 年 3 月 13 日付け 26 消安第 4686 号農林水産省消費・安全局長通知）」、WOAH の **Manual of Diagnostic Tests and Vaccines for Terrestrial Animals** 等を参照する。

別表1 通常実施する検査項目

注)通常実施する検査の対象疾病・検査方法については、輸出国の疾病の発生状況、輸出国における措置状況及び国内対策を踏まえ検討する。

1. リスク評価を活用して動物種ごとに選定した通常実施する検査項目

(1)牛

仕出国	用途	通常実施する検査	
		対象疾病	検査方法
豪州	繁殖用	ブルセラ症	抗体検査(ELISA ^{※1})
		結核	頸部ツベルクリン皮内反応 ^{※1}
		ヨーネ病	遺伝子検査(rPCR)
		ピロプラズマ症 (タイレリア症及びバベシア症)	血液塗抹鏡検
		アナプラズマ症	血液塗抹鏡検及び遺伝子検査(rPCR)
		牛ウイルス性下痢	ウイルス分離
		牛伝染性リンパ腫	抗体検査(ELISA ^{※2})
		牛カンピロバクター症	細菌培養検査(種雄牛のみ)
		トリパノソーマ症	血液塗抹鏡検
		トリコモナス症	直接鏡検(種雄牛のみ)
	肥育用	ヨーネ病	遺伝子検査(rPCR ^{※3})
		ピロプラズマ症 (タイレリア症及びバベシア症)	血液塗抹鏡検
		アナプラズマ症	血液塗抹鏡検及び遺伝子検査(rPCR ^{※4})
		トリパノソーマ症	血液塗抹鏡検

※1 ロットの全体頭数の20%に相当する頭数を抽出

※2 ロット当たり40頭を抽出

※3 5%の有病率の群を95%の信頼限界で検出できる数を各生産農場ごとの輸入頭数で案分(端数切り上げ)し、輸入牛の全ての生産農場から少なくとも1頭を検査するように算出した頭数を抽出

※4 生産農場にQueensland州を含む牛を対象にロット当たり220頭(血液塗抹鏡検の補強)を抽出

(2)馬

仕出国	用途	通常実施する検査	
		対象疾病	検査方法
カナダ	肥育用	馬伝染性貧血	抗体検査(AGID)
		ピロプラズマ症	血液塗抹鏡検
		馬インフルエンザ	遺伝子検査(PCR、rPCR又はLAMP)
		馬ウイルス性動脈炎	抗体検査(ELISA又はVN)
		トリパノソーマ症	血液塗抹鏡検
フランス、韓国	肥育用	馬伝染性貧血	抗体検査(AGID)
		ピロプラズマ症	血液塗抹鏡検、抗体検査(IFA又はELISA)及び遺伝子検査(rPCR [※])
		馬インフルエンザ	遺伝子検査(PCR、rPCR又はLAMP)
		馬ウイルス性動脈炎	抗体検査(ELISA又はVN)
		トリパノソーマ症	血液塗抹鏡検

※ 血液塗抹鏡検を補強する目的で実施

2. 1以外の動物種ごとの検査項目

動物種	用途	通常実施する検査	
		対象疾病	検査方法
牛	繁殖用	ブルセラ症	抗体検査(ELISA)
		結核	頸部ツベルクリン皮内反応
		ヨーネ病	遺伝子検査(rPCR)
		ピロプラズマ症	血液塗抹鏡検
		アナプラズマ症	血液塗抹鏡検及び遺伝子検査(rPCR)
		牛ウイルス性下痢	ウイルス分離
		牛伝染性リンパ腫	抗体検査(ELISA)
		牛カンピロバクター症	細菌培養検査(種雄牛のみ)
		トリパノソーマ症	血液塗抹鏡検
	肥育用	トリパノソーマ症	直接鏡検(種雄牛のみ)
		ブルセラ症	抗体検査(ELISA)
		結核	頸部ツベルクリン皮内反応
		ヨーネ病	遺伝子検査(rPCR)
		ピロプラズマ症	血液塗抹鏡検
		アナプラズマ症	血液塗抹鏡検及び遺伝子検査(rPCR)
	と畜場直行	牛伝染性リンパ腫	抗体検査(ELISA)
		トリパノソーマ症	血液塗抹鏡検
		ブルセラ症	抗体検査(ELISA)
豚		ピロプラズマ症	血液塗抹鏡検
		アナプラズマ症	血液塗抹鏡検
		トリパノソーマ症	血液塗抹鏡検
		豚熱	抗体検査(VN)
		水疱性口内炎	抗体検査(VN)
		ブルセラ症	抗体検査(Agg)
めん羊		オーエスキー病	抗体検査(VN)
		豚繁殖・呼吸障害症候群	抗体検査(ELISA)
		豚流行性下痢	遺伝子検査(PCR又はrPCR)
		ブルセラ症	抗体検査(Agg)
		ヨーネ病	遺伝子検査(rPCR)
山羊		ブルータング	抗体検査(AGID)
		マエディ・ビスナ	抗体検査(AGID)
		ブルセラ症	抗体検査(Agg)
		結核	IFN- γ アッセイ
		ヨーネ病	遺伝子検査(rPCR)
		ブルータング	抗体検査(AGID)
		山羊関節炎・脳炎	抗体検査(AGID)

馬	繁殖・競走・乗用	水疱性口内炎	抗体検査(VN)
		鼻疽	抗体検査(CF又はELISA)
		ピロプラズマ症	血液塗抹鏡検及び抗体検査(IFA又はELISA)
		馬伝染性貧血	抗体検査(AGID)
		馬インフルエンザ	遺伝子検査(PCR、rPCR又はLAMP)
		馬ウイルス性動脈炎	抗体検査(ELISA又はVN)
		トリパノソーマ症	血液塗抹鏡検
		馬伝染性子宮炎※ ¹	遺伝子検査(rPCR)
		馬バラチフス	抗体検査(Agg)
	国際交流競走出走用※ ²	水疱性口内炎	抗体検査(VN)
		鼻疽	抗体検査(CF又はELISA)
		ピロプラズマ症	血液塗抹鏡検及び抗体検査(IFA又はELISA)
		馬伝染性貧血	抗体検査(AGID)
		馬インフルエンザ	遺伝子検査(PCR、rPCR又はLAMP)
		馬ウイルス性動脈炎	遺伝子検査(rPCR)及び抗体検査(ELISA又はVN)※ ³
	肥育用	トリパノソーマ症	血液塗抹鏡検
		水疱性口内炎	抗体検査(VN)
		鼻疽	抗体検査(CF又はELISA)
		ピロプラズマ症	血液塗抹鏡検及び抗体検査(IFA又はELISA)
		馬伝染性貧血	抗体検査(AGID)
		馬インフルエンザ	遺伝子検査(PCR、rPCR又はLAMP)
	と場直行	馬ウイルス性動脈炎	抗体検査(ELISA又はVN)
		トリパノソーマ症	血液塗抹鏡検
		鼻疽	抗体検査(CF又はELISA)
		ピロプラズマ症	血液塗抹鏡検
家きん		馬伝染性貧血	抗体検査(AGID)
		馬インフルエンザ	遺伝子検査(PCR、rPCR又はLAMP)
		ロイコチゾーン症	血液塗抹鏡検及び抗体検査(AGID)
		鳥マイコプラズマ症	抗体検査(Agg)
		高・低病原性鳥インフルエンザ	遺伝子検査(PCR、rPCR又はLAMP)
		鳥インフルエンザ	抗体検査(HI)
初生ひな		ニューカッスル病	抗体検査(Agg)
		家きんサルモネラ症	血液塗抹鏡検及び抗体検査(AGID)
		家きんサルモネラ症	抗体検査(Agg)
		サルモネラ症	抗体検査(Agg)

※1 馬伝染性子宮炎の検査実施区分

	馬伝染性子宮炎の発生国であり、家畜衛生条件において検査を要求している国	左欄以外の国
繁殖用に供する馬	1回検査を実施	1回検査を実施
競走用・乗用・愛玩用・展示用等に供する馬	1回検査を実施 (去勢馬及び未交配馬は除く。)	必要に応じ検査を実施

※2 豪州、ニュージーランド及びリスト国から日本国内で開催される国際交流競走に出走するため海外から日本へ輸入される馬及び海外で開催される国際交流競走に出場するために輸出され、当該競走後に輸入される馬を示す。

※3 日本国内で開催される国際交流競走に出走するため海外から日本に輸入される馬については抗体検査(ELISA又はVN)を省略可能とする。

別表2: 必要な場合に実施する検査

1. 家畜伝染病

家畜伝染病の名称	検査の実施項目等	検査実施担当部署			備考
		各所	精密検査部		
			精密検査部	他機関へ依頼	
1. 牛痘 (海外伝染病)	①ELISA、②PCR			①②	臨床検査で本病が疑われる時は「動物検疫所特定家畜伝染病対策要領」により対処する。
2. 牛肺疫 (海外伝染病)	①CF、②培養、③PCR	①②③	①②③		臨床検査で本病が疑われる時は「動物検疫所特定家畜伝染病対策要領」により対処する。
3. 口蹄疫 (海外伝染病)	①ELISA、②PB、③PCR、④抗原検出キット、⑤rPCR	②③④⑤	②③⑤	①	臨床検査で本病が疑われる時は「動物検疫所特定家畜伝染病対策要領」により対処する。
4. 流行性脳炎 (日本脳炎)	①HI、②PCR	②	①②		
(ウエストナイル熱)	①VN、②ELISA、③培養、④PCR、⑤免疫組織化学	④	②④	①③⑤	
(東部・西部馬脳炎)	①PCR			①	
(ペネズエラ馬脳炎)	①PCR			①	
5. 狂犬病 (海外伝染病)	①FA、②PCR、③FAVN	①※②	①②③		狂犬病予防法の対象動物の検査もこれに準ずる。 ※蛍光顕微鏡を有する所のみ
6. 水疱性口内炎 (海外伝染病)	①VN、②培養、③PCR	③	①②③		
7. リフトバレー熱 (海外伝染病)	①PCR、②rPCR	①②	①②		
8. ランピースキン病 (海外伝染病)	①PCR、②rPCR	①②	①②		
9. 炭疽	①直接塗抹鏡検、②培養、③アスコリー反応、④PCR	①③④	②※④		※BSL3病原体のため、精密検査部で取り扱う。
10. 出血性敗血症 (海外伝染病)	①直接塗抹鏡検、②培養、③血清型別検査、④PCR	①②④	④	③	
11. ブルセラ症	①ELISA、②Agg、③CF、④培養、⑤PCR	①②③⑤	④※⑤		※BSL3病原体のため、精密検査部で取り扱う。
12. 結核	①ツベルクリン反応、②培養、③PCR、④IFN-γアッセイ	①③	②※③④		※BSL3病原体のため、精密検査部で取り扱う。
13. ヨーネ病	①ヨーニン、②予備的抗体検査、③ELISA、④CF、⑤糞便培養、⑥rPCR、⑦抗酸菌染色、⑧培養	①②③④⑤⑥⑦⑧	⑥		家畜伝染病予防法施行規則の別表第1の検査方法
14. ビロプラズマ症 (バベシア・ピゲミナ) (バベシア・ボビス)	①血液塗抹鏡検、②ELISA、③IFA、④培養、⑤PCR	①⑤	⑤	②③④	
(タイレリア・エクイ) (バベシア・カバリ)	①血液塗抹鏡検、②IFA、③競合ELISA、④培養、⑤PCR、⑥rPCR	①⑤⑥	②③⑤⑥	④	
(タイレリア・バルバ) (タイレリア・アムラタ)	①血液塗抹鏡検、②IFA、③培養、④PCR	①④	④	②③	
15. アナプラズマ症 (アナプラズマ・マージナレ)	①血液塗抹鏡検、②PCR、③rPCR	①②③	②③		
16. 伝達性海綿状脳症	①ELISA、②病理検査(電顕)、③ウエスタンブロット、④免疫組織化学		①	②③④	①は購入していない。
17. 鼻疽 (海外伝染病)	①CF、②培養、③PCR、④rPCR、⑤ウエスタンブロット、⑥ELISA	③④	①②※③④⑤⑥		※BSL3病原体のため、精密検査部で取り扱う。
18. 馬伝染性貧血	①AGID、②PCR、③rPCR	①	②③		

19. アフリカ馬疫	(海外伝染病)	①CF、②ELISA、③中和試験、④PCR、⑤rPCR	④⑤	④⑤	①②③	
20. 小反芻獣疫	(海外伝染病)	①PCR	①	①		
21. 豚熱	(海外伝染病)	①VN、②FA、③ELISA、④PCR、⑤培養	④	①②③④⑤		臨床検査で本病が疑われる時は「動物検疫所特定家畜伝染病対策要領」により対処する。 ②③は試薬の価格や実施頻度を考慮し、精密検査部で実施する。
22. アフリカ豚熱	(海外伝染病)	①ELISA、②PCR、③rPCR	②③	②③	①	臨床検査で本病が疑われる時は「動物検疫所特定家畜伝染病対策要領」により対処する。
23. 豚水疱病	(海外伝染病)	①VN、②PCR			①②	
24. 家きんコレラ	(海外伝染病)	①直接塗抹鏡検、②培養、③PCR	①②③	③		
25. 高病原性鳥インフルエンザ	(海外伝染病)	①迅速抗原検査、②LAMP、③HI、④AGID、⑤培養、⑥PCR、⑦rPCR、⑧ELISA(鶏のみ)	①②⑥⑦	③④⑤⑥⑦⑧		臨床検査で本病が疑われる時は「動物検疫所特定家畜伝染病対策要領」により対処する。
26. 低病原性鳥インフルエンザ	(海外伝染病)	①迅速抗原検査、②LAMP、③HI、④AGID、⑤培養、⑥PCR、⑦rPCR、⑧ELISA(鶏のみ)	①②⑥⑦	③④⑤⑥⑦⑧		臨床検査で本病が疑われる時は「動物検疫所特定家畜伝染病対策要領」により対処する。
27. ニューカッスル病		①HI、②培養、③PCR、④rPCR	①③④	②③④		
28. 家きんサルモネラ症	(海外伝染病)	①Agg(サルモネラ・プロローラム)、②培養	①②			
29. 腐蛆病		①培養、②PCR	①②	②		

注1: Agg;凝集反応 AGID;ゲル内沈降反応 CF;補体結合反応 ELISA;酵素抗体法 FA;蛍光抗体法 IFA;間接蛍光抗体法 HI;赤血球凝集抑制反応 IHA;間接赤血球凝集試験 PB;プロバングテスト VN;中和試験 MAT;溶菌凝集反応 IPMA;Immuno Peroxidase Monolayer assay ヨーニン;ヨーニン皮内反応 PCR;polymerase chain reaction rPCR;リアルタイムPCR LAMP;Loop-Mediated Isothermal Amplification

注2: 表中にある検査を実施できない場合は検査体制が整備されている動物検疫所に依頼する。

注3: 病理学的検査は各所で実施する。

注4: 当所で実施できない検査項目については「他機関へ依頼」に分類しており、実際の検査実施に際しては調整を要する。

その他 培養(菌分離、ウイルス分離、原虫培養を「培養」としてまとめた。)

別表2:必要な場合に実施する検査

2.届出伝染病

届出伝染病の名称	検査の実施項目等	検査実施担当部署			備考
		各所	精密検査部		
			精密検査部	他機関へ依頼	
1. ブルータング	①VN、②AGID、③培養、④PCR	④	①※②③④		※血清型限定
2. アカバネ病	①VN、②ELISA、③培養、④PCR	④	①③④	②※	※市販抗原入手可能になれば各所で対応可能
3. 悪性カタル熱	①血液塗抹鏡検、②PCR	①②	②		
4. チュウザン病	①VN、②培養、③PCR	③	①②③		
5. 牛ウイルス性下痢	①培養、②VN、③PCR、④ELISA(抗原検出)、⑤rPCR	③④⑤	①②③		
6. 牛伝染性鼻気管炎	①VN、②培養、③PCR	③	①②③		
7. 牛伝染性リンパ腫	①ELISA、②PCR、③rPCR	①③	③	②	
8. アイノウイルス感染症	①VN、②培養、③PCR	③	①②③		
9. イバラキ病	①VN、②HI、③培養、④PCR	④	①③④	②※	※市販抗原入手可能になれば各所で対応可能
10. 牛丘疹性口内炎	①AGID、②培養、③PCR	③	①②③		
11. 牛流行熱	①VN、②培養、③PCR	③	①②③		
12. 類鼻疽 (海外伝染病)	①培養、②PCR		①※	②	※BSL3病原体のため、精密検査部で取り扱う。
13. 破傷風	①直接塗抹鏡検、②培養、③PCR	①②		③	
14. 気腫疽	①培養、②PCR	①		②	
15. レプトスピラ症 レプトスピラ・ボモナ レプトスピラ・カニコラ レプトスピラ・イクテロヘモリジ レプトスピラ・グリボティフォーサ レプトスピラ・ハージョ レプトスピラ・オースタムナリス レプトスピラ・オーストラリス	①MAT、②培養、③PCR	②③	①②③		
16. サルモネラ症 サルモネラ・ダブリン サルモネラ・エンテリティディス サルモネラ・ティフィムリウム サルモネラ・コレラリス	①培養	①			
17. 牛カンピロバクター症	①培養、②PCR、③腔粘液凝集反応	①②③	②		
18. トリパノソーマ症 (トリパノソーマ・エバンシー)	①血液塗抹鏡検、②IFA、③ELISA、④カード凝集反応、⑤PCR	①⑤	⑤	②③④	
(トリパノソーマ・フルゼイ、トリパノソーマ・コンゴレンス、トリパノソーマ・ビハックス)	①血液塗抹鏡検、②IFA、③ELISA、④PCR	①	④※	②③	※トリパノソーマ属であることは判定可能
(トリパノソーマ・タイレリー)	①血液塗抹鏡検、②PCR	①②※	②※		※トリパノソーマ属であることは判定可能
(トリパノソーマ・イクイヘリタム)	①CF、②PCR	②※	①②※		※トリパノソーマ属であることは判定可能
19. トリコモナス症 (海外伝染病)	①直接鏡検、②培養	①②			
20. ネオスポラ症	①IFA、②PCR、③病理検査(免疫染色)			①※②③	※市販抗原入手可能になれば各所で対応可能
21. 牛バエ幼虫症	①幼虫確認	①			
22. ニバウイルス感染症 (海外伝染病)	①ELISA、②PCR			①②	

23. 馬インフルエンザ		①迅速抗原検査、②LAMP、③rPCR、④HI、⑤培養、⑥PCR	①②③④⑥	③④⑤⑥		
24. 馬ウイルス性動脈炎 (海外伝染病)		①VN、②ELISA、③培養、④PCR、⑤rPCR	②④⑤	①③④⑤		
25. 馬鼻肺炎		①VN、②培養、③LAMP、④PCR	③④	①②④		
26. ヘンドラウイルス感染症 (海外伝染病)		①PCR			①	
27. 馬痘 (海外伝染病)		①病理検査(電顕)、②病理組織学的検査	②	②	①	
28. 野兔病		①直接塗抹鏡検、②培養、③PCR	①③※2	②※1③※2	③	※1 BSL3病原体のため、精密検査部で取り扱う。 ※2 当所における検査では属までの同定が可能。
29. 馬伝染性子宮炎		①培養、②PCR、③rPCR	①②③			
30. 馬パラチフス		①Agg、②培養	①②			
31. 仮性皮疽 (海外伝染病)		①直接塗抹鏡検、②培養	①	②※		※BSL3病原体のため、精密検査部で取り扱う。
32. 伝染性膿疱性皮膚炎		①AGID、②培養、③PCR	③	①②③		
33. ナイロビ羊病 (海外伝染病)		①培養			①	
34. 羊痘 (海外伝染病)		①病理検査(電顕)、②病理組織学的検査	②	②	①	
35. マエディ・ビスナ (海外伝染病)		①AGID、②PCR		①	②	
36. 伝染性無乳症 (海外伝染病)		①培養、②PCR	①		②	
37. 流行性羊流産 (海外伝染病)		①培養、②PCR	①②	②		
38. トキソプラズマ症		①直接塗抹鏡検、②PCR	①	②		
39. 疥癬 (海外伝染病)		①直接鏡検	①			
40. 山羊痘 (海外伝染病)		①病理検査(電顕)、②病理組織学的検査	②	②	①	
41. 山羊関節炎・脳炎		①AGID、②PCR		①	②	
42. 山羊伝染性胸膜肺炎 (海外伝染病)		①培養、②PCR	①		②	
43. オーエスキー病		①VN、②ELISA、③培養		①②③		
44. 伝染性胃腸炎		①VN、②培養、③PCR、④免疫組織化学検査	③	①②③	④	
45. 豚デシオウイルス性脳脊髄炎 (海外伝染病)		①培養、②PCR			①②	
46. 豚繁殖・呼吸障害症候群		①ELISA、②IFA、③IPMA、④培養、⑤PCR、⑥rPCR	①⑤⑥	②③④		
47. 豚水疱疹 (海外伝染病)		①病理検査(電顕)			①	
48. 豚流行性下痢		①PCR、②VN、③培養、④免疫組織化学検査、⑤rPCR	①⑤	②③	④	
49. 萎縮性鼻炎		①Agg、②培養、③PCR	①②③	③		
50. 豚丹毒		①Agg、②培養、③PCR	①②③	③		
51. 豚赤痢		①培養、②PCR	①		②	
52. 鳥インフルエンザ		①迅速抗原検査、②LAMP、③HI、④AGID、⑤培養、⑥PCR、⑦rPCR、⑧ELISA(鶏のみ)	①②⑥⑦	③④⑤⑥⑦⑧		
53. 低病原性ニューカッスル病		①HI、②培養、③PCR、④rPCR	①③④	②③④		

54. 鶏痘	①培養、②PCR、③病理検査(電顕)、④病理組織学的検査	②④	①②④	③	
55. マレック病	①PCR、②病理組織学的検査	①②	①②		
56. 鶏伝染性気管支炎	①培養、②PCR	②	①②		
57. 鶏伝染性喉頭気管炎	①培養、②PCR	②	①②		
58. 伝染性ファブリキウス嚢病	①培養、②PCR	②	①②		
59. 鶏白血病	①PCR、②病理組織学的検査	②	①②		
60. 鳥結核	①直接塗抹鏡検、②培養、③PCR	①②	③		
61. 鳥マイコプラズマ症	①Agg、②培養、③PCR	①②③	③		
62. ロイコチトゾーン症	①血液塗抹鏡検、②直接塗抹鏡検、③AGID	①②③			
63. あひるウイルス性肝炎 (海外伝染病)	①培養、②PCR		①②※	②※	※あひる肝炎ウイルス1型のみ可能。2型、3型は他機関へ依頼
64. あひるウイルス性腸炎 (海外伝染病)	①培養、②PCR	②	②	①	
65. 兎出血病	①PCR	①	①		
66. 兎粘液腫 (海外伝染病)	①培養、②PCR	②	②	①	
67. パロア症	①直接鏡検	①			
68. チョーク病	①直接塗抹鏡検	①			
69. アカリンダニ症 (海外伝染病)	①直接鏡検	①			
70. ノゼマ症 (海外伝染病)	①腸内容鏡検、②rPCR	①②	②		

注1: Agg;凝集反応 AGID;ゲル内沈降反応 CF;補体結合反応 ELISA;酵素抗体法 FA;蛍光抗体法 IFA;間接蛍光抗体法 HI;赤血球凝集抑制反応 PB;プロバングテスト VN;中和試験 MAT;溶菌凝集反応
IPMA;Immuno Peroxidase Monolayer assay ヨーニン;ヨーニン皮内反応 PCR;polymerase chain reaction rPCR;リアルタイムPCR LAMP;Loop-Mediated Isothermal Amplification

注2: 表中にある検査を実施できない場合は検査体制が整備されている動物検疫所に依頼する。

注3: 表中にある以外の一般的な病理学的検査は各所で実施する。

注4: 当所で実施できない検査項目については「他機関へ依頼」に分類しており、実際の検査実施に際しては調整を要する。

その他: 培養(菌分離、ウイルス分離、原虫培養を「培養」としてまとめた。)